

市民の願いにこたえる「意見書」を採択

福岡市12月議会

子育て世帯に増税

所得税・住民税の 扶養控除「廃止」に反対



鳩山内閣の税制改正大綱に盛り込まれた「所得税・住民税の扶養控除の廃止」は、子育て世帯への増税です。保育料や各種保険料にも連動するため、子ども手当が帳消しになりかねません。

福岡市議会は12月22日、日本共産党市議団が提案した「所得税・住民税の扶養控除廃止を行

わないよう求める意見書」を全会一致で採択しました。意見書は「扶養控除の廃止により、ま

じめに働き子育てするサラリーマンや低所得者に耐え難い痛みと負担がのしかかることとなり、幅広い世帯に負担増の波が襲うことになり「述べて、民主党の選挙公約に反していること、雪だるま式の負担増となることも指摘しています。

民主党政権に厳しい内容の意見書ですが、民主と社民は高まる増税批判の世論を前に賛成せざるをえませんでした。

保育の質を守れ

認可園の設置促進 保育所の基準緩和反対

政府が都市部に限り

保育所の最低基準を緩和しようとしていることに対して保育関係者・父母らから強い批判の声があがるなか、福岡市12月議会は「保育所制度改革に関する意見書」を採択しました(下記に要点)。自民、みらいの立案で日本共産党も賛成。民主と公明が反対しました。

保育制度改革に関する意見書(要点)

政府の保育分野の制度・規制改革は、営利を目的とした事業者の参入を促進し、利用者と保育所との直接契約として、市町村の公的責任を単なる監督責任へと変容させている。これは規制緩和による保育の市場化を進めるもの。費用負担についても「応益負担」へと変更されており所得の低い保護者の負担増を招く。このような保育制度改革では、保育や子育てに必要な環境が悪化し、保護者にとっても利用しにくい保育所となってしまふのはもちろん、保護者の経済力により子どもたちの間に保育格差が生じてしまう。これでは日本の将来に大きな禍根を残すことになりかねない。よって、①現行保育制度の維持拡充、②認可保育所設置の環境整備、③直接契約方式を導入しない、④保育所をビジネスへ変質させる事業者指定制度を持ち込まない、⑤児童福祉施設最低基準の緩和は保育の質の低下につながるため行わない、ことを国会・政府に強く要請する。